

(別添)

ご協力いただきたい事項について

1. 第三者行為にかかる届出励行について

交通事故、けんか、他人の飼い犬等に咬まれたときなど第三者の行為によって起こったケガや病気でも、健康保険で治療を受けられますが、その治療に必要な医療費は、本来、加害者が負担すべきものです。

したがって、健康保険を運営する全国健康保険協会が立て替えるわけですから、あとで加害者に請求（求償権の代位取得）することになります。そのため、健康保険を使用する場合は、協会けんぽ愛媛支部まで「第三者行為事故に係る書類」の届出が法律で義務付けられています（健康保険法施行規則 第65条「第三者の行為による被害の届出義務」）。

本協会愛媛支部が負傷者（被害者）へ、健康保険使用に関しての第三者行為による届出を説明する際に多かった事例として、

『「手続きは全てまかせてください」と損害保険会社の担当の方が話していたのだから、必要な手続きは終わっているはずだ。あらためて協会けんぽ（本協会）に届出する必要はない。』

というケースがあります。

このことから、交通事故に遭われた方は、損害保険会社の方を信頼するとともに、事故に関連する手続きは全て損害保険会社の方が行われると考えている例が多いことが分かります。

また、ケガの程度が軽微なときは、第三者行為による届出がされていない事案を多く見受けられます。こうした場合、被害者の方は「第三者行為事故に係る書類」の提出を負担に感じ、本協会に返納する金額が少額なこともあって自費扱いに変更のうえ、損害保険会社に請求するケースがあります。

よって、ケガの程度が軽微なときは、最初から健康保険を使用せず自賠責保険を使用の方が結果的に良いこともありますのでお気を付けください。

損害保険代理店の皆様におかれましては、被害者側が加入されている任意保険会社として、交通事故に遭われた方の相談対応されていることと思います。こうした相談の際、事故の治療について健康保険を使用する場合、ケガの程度に関係なく本協会愛媛支部まで「第三者行為事故に係る書類」の届出が必要であることをご説明くださるようご協力をお願いいたします。

2. 適切な健康保険の使用について

仕事中や通勤途中に被ったケガの治療については、負傷された方自身（又は勤務先の会社）が労災保険と健康保険のどちらを使用するか選択することはできず、必ず労災保険へ手続きを行っていただくこととなります。重ねて申し上げます、仕事中や通勤途中で被ったケガの治療には、健康保険を使用することができません。

誤って健康保険を使用した場合は、本協会が負担している医療費（7割）を本協会へ返してから労災保険へ請求する手続き、又は医療機関において労災保険に切替する手続きのいずれかを必ず行わなければなりません。

対象者の方へ、この切替手続きを説明する際に多かった事例として

『損害保険会社の方に健康保険を使用するように言われた』

というケースがあります。

これは、交通事故に遭われた方が損害保険代理店の皆様へ、業務上・通勤途中の事故であることを申出されていないためと思いますが、本協会愛媛支部の周知不足等もあって、一般の方が健康保険か労災保険のどちらを使用するかを気に留めることは難しいと考えられます。

そのため、損害保険代理店の皆様が交通事故に遭われた方の相談対応される際におきましては、まず、工作中・通勤途中の事故であるかを確認していただき、労災保険の給付対象となり得ると考えられる場合は健康保険を使用しないようにご説明方ご協力をお願いいたします。

また、先に申し上げた公的保険の役割分担に関し詳述したリーフレットを同封しておりますので、よろしくご活用くださいますようお願いいたします。